

表題	作成コーナーで「寄附金控除」を入力したい
ファイル名	1 寄附金控除の入力方法

目次

1	申告する所得の選択等 (SS-AA-010a)	1
2	収入・所得の入力 (SS-AA-050)	2
3	控除の入力 (1/2) (SS-AA-070a)	2
4	寄附金控除等の入力 (寄附金受領証明書等の一覧 SS-FK-010)	3
5	寄附金控除等の入力 (寄附金受領証明書等の入力 SS-FK-020)	3
6	『別の寄附先を入力する』又は『入力内容の確認』を行う (SS-FK-020)	3
7	『入力終了』を押す (SS-FK-010)	4
8	計算結果が表示される	4
9	「寄附金控除」欄に「入力あり」と表示される (SS-AA-070a)	6
10	(参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)	7
11	(参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (給与所得の入力 SS-CA-010)	8
12	(参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (計算結果)	7
13	(参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (所得・控除の入力 SS-AA-070a)	7

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 申告する所得の選択等 (SS-AA-010a)	
	「申告する所得の選択等」画面で、必要な項目を選択していただき、『次へ』を押します。

2 収入・所得の入力（SS-AA-050）

収入・所得の入力

選択された所得の入力

給与所得

-

>

公的年金等

-

>

戻る

次へ

「収入・所得の入力」画面に遷移しますので、申告する所得があれば、各所得の入力し、入力後は『次へ』を押します。

※「申告する所得の種類」の選択によって、以降の画面遷移が変わります。

3 控除の入力（1/2）（SS-AA-070a）

控除の入力（1/2）

支出に関する控除の入力

社会保険料を支払った方

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料控除

-

>

小規模企業共済などの掛金を支払った方

小規模企業共済や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

小規模企業共済等掛金控除

-

>

生命保険料などを支払った方

生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

生命保険料控除

-

>

地震保険料などを支払った方

地震保険料や出火原因損害保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

地震保険料控除

-

>

災害などにより損害を受けた方

災害、盗難、横断などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-

>

一定額を超える医療費などを支払った方

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-

>

ふるさと納税などの寄附をした方

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

寄附金控除

-

>

政党等寄附金等特別控除

-

>

戻る

次へ

「控除の入力（1/2）」画面が表示されますので、『寄附金控除/政党等寄附金等特別控除』を押します。

4 寄附金控除等の入力（寄附金受領証明書等の一覧 SS-FK-010）

「寄附金受領証明書等の一覧」画面が表示されますので、『+ 証明書等の内容を入力する』を押します。

5 寄附金控除等の入力（寄附金受領証明書等の入力 SS-FK-020）

「寄附金受領証明書等の入力」画面が表示されますので、「寄附年月日」、「寄附金の種類」をプルダウンから選択し入力します。

6 『別の寄附先を入力する』又は『入力内容の確認』を行う（SS-FK-020）

入力が終わりましたら、『入力内容の確認』を押します。

※複数の入力を行う場合は、『別の寄附先を入力する』又は『同じ寄附先を入力する』を押し、入力します。

7 『入力終了』を押す (SS-FK-010)

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の一覧

寄附金受領証明書等の入力

入力件数: 1件 / 150件

	寄附先の名称	寄附年月日	寄附金の種類	寄附金の金額	操作
1	教団子市	令和6年1月1日	市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税など)	10,000円	訂正 削除

+ 証明書等の内容を入力する

寄附金の合計
10,000円

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用を受ける方はこちら

戻る 入力終了

入力が終わりましたら、『入力終了』を押します。

8 計算結果が表示される

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料控除

計算結果

入力された内容に基づき計算した控除額は、以下のとおりです。

寄附金控除額
8,000円

政党等寄附金等特別控除額
0円

※所得税額（国税）が最も小さくなるように自動で判定しています。

閉じる

地震保険料などを支払った方

地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

地震保険料控除

「計算結果」が表示されますので、『閉じる』を押します。

9 「寄附金控除」欄に「入力あり」と表示される (SS-AA-070a)

地震保険料などを支払った方

地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

地震保険料控除

災害などにより損害を受けた方

災害、盗難、横断などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

一定額を超える医療費などを支払った方

一定額を超える医療費を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

ふるさと納税などの寄附をした方

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除 入力あり

政党等寄附金等特別控除

寄附金控除額、政党等寄附金等特別控除額を表示する

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

「控除の入力 (1/2)」画面の「寄附金控除」欄に「入力あり」と表示されます。

これで寄附金控除の入力は完了しました。

10 (参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)

申告する所得に関する質問

給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

- ☒ 1枚のみ
☐ 2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

> 年末調整が済んでいるか確認する方法 

- ☒ 済んでいる
☐ 済んでいない

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

> 年末調整の内容の変更に対応するか不明な場合 

- ☒ 変更しない
☐ 変更する

Q 以下のいずれかに該当しますか？

- ・ 税務署から予定納税額の通知を受けている

> 予定納税とは 

- ・ 申告する年分で差し引くか、翌年に繰り越す繰越損失がある

> 繰越損失とは 

- ・ 外国税額控除を受ける

> 外国税額控除とは 

- ☐ 該当する
☒ 該当しない

戻る

次へ

「申告する所得の選択等」画面で、必要な項目を選択していただき、『次へ』を押します。

11 （参考）年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合（給与所得の入力 SS-CA-010）

給与所得の入力

給与所得の源泉徴収票の入力

「給与所得の源泉徴収票」に記載されているとおりに、入力してください。

A 支払金額（円）

B 給与所得控除後の金額（円）

※入力不要です。

C 所得控除の額の合計額（円）

D 源泉徴収税額（円）

※：2段で記載されている場合、下の段の金額

☐ 源泉徴収税額が2段で記載（内書き・円）

☒
☐

※：2段で記載されている場合、上の段の金額

E 住宅借入金等特別控除の額

記載あり

記載なし

F 所得金額調整控除額

記載あり

記載なし

G 支払者の住所（居所）又は所在地

※：28文字以内（ビル名等省略可、法人番号でも可）

〇〇市△△町X-X

H 支払者の氏名又は名称

※：28文字以内

〇〇株式会社

戻る

入力終了

「給与所得の入力」画面が表示されますので、源泉徴収票を確認しながら入力します。

入力が終わりましたら、『入力終了』を押します。

12 (参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (計算結果)

給与所得

入力あり

計算結果

入力された内容に基づき計算した所得金額等は、以下のとおりです。

給与所得金額
2,020,000円

閉じる

「計算結果」画面が表示されますので、『閉じる』を押します。

13 (参考) 年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合 (所得・控除の入力 SS-AA-070a)

所得・控除の入力

選択された所得の入力

給与と収入がある方 ☒ □

給与と収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得 入力あり

給与所得の金額を表示する

支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ☒ □

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免 -

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 -

ふるさと納税などの寄附をした方 ☒ □

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除 -

政党等寄附金等特別控除 -

「控除の入力」画面が表示されますので、『寄附金控除/政党等寄附金等特別控除』を押します。

以後は、目次4からの操作を参考に入力します。